

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成29年7月27日					
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）					
京都府舞鶴市字北吸1044番地		舞鶴市 舞鶴市長 多々見 良三 電話 0773-66-1064					
主たる業種	市町村機関						
	細分類番号 9   8   2   1						
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	平成23～25年度の平均を基準に、平成28年度までの温室効果ガス排出量を年平均7.8%削減（平成23～25年度の超過削減量を除く、実削減割合を年平均3.0%削減）する。						
計画を推進するための体制	平成16年の舞鶴市地球温暖化対策実行計画策定に合わせ、市長を委員長とする舞鶴市地球温暖化対策推進委員会を設置し、温室効果ガス排出量削減に取り組んでいる。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23～25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	26,129.2 トン	23,313.7 トン	24,614.4 トン	23,341.4 トン	-9.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	26,256.2 トン	22,053.6 トン	23,354.3 トン	22,081.2 トン	-14.3 パーセント	
	実績に対する自己評価	職員による節電・省エネ行動の定着の他、高効率機器の導入等によりエネルギー起源CO2を大きく削減できた。一方で、清掃事務所における廃棄物・廃プラスチックの焼却に伴う非エネルギー起源CO2は十分に削減できていない状況である。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (本庁舎延床面積/100)	6.12	6.27	5.50	5.88	-3.87 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
		実績に対する自己評価	省エネ・節電の取組みによりエネルギー使用の削減ができた。				
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		100.0 パーセント	100.0 パーセント	104.0 パーセント	104.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	全庁的な節電対策。取水場のポンプ更新、太陽光発電設備の設置等を行った。					
	(27)年度	全庁的な節電対策。太陽光発電設備の設置、高効率照明への更新を行った。					
	(28)年度	全庁的な省エネ、節電対策。高効率照明への更新を行った。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	舞鶴市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】により、エコ通勤を各部署共通の取り組みとして位置付け、数値目標を各部署で設定し、その実施状況を毎月確認して取組みを推進した。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	PDCAのサイクルにより取り組みを推進しているが、より一層の推進を図るためには新たな取り組みを検討し、講じる必要がある。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの						
	地域産木材の利用によるもの						
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの						
	グリーン電力証書等の購入によるもの						
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの						
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	平成24年4月に設立されたまいづる環境市民会議(地球温暖化対策地域協議会)の事務局として、地球温暖化防止に資する活動を市民と協働で行っている。学校等における環境学習や、みどりのカーテン普及に向けたゴーヤ苗の市民や各種施設への配布、環境フェスタ等のイベントにおける省エネ相談や啓発パネル・エコカー展示等を行った。						
特記事項	第一計画期間の超過削減量を、第二計画期間の温室効果ガス排出量から次のとおり差し引く。						
	超過削減量	第1年度	第2年度	第3年度			
	3,780.4 トン	1,260.1 トン	1,260.1 トン	1,260.2 トン			

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。  
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。